

# 「しずおか子育て優待カード」を平成22年度以降も継続します

県と市町の協働事業として実施してきました「しずおか子育て優待カード事業」を、平成22年度以降も引き続き実施します。

継続にあたり、新しいカードを市町から配布します。

協賛店舗による応援サービスは、協賛店舗の善意と協力によるものです。ルールを守ってみんなで気持ちよく利用しましょう。

## しずおか子育て優待カード事業とは！？

18歳未満の子どもがいる「子育て家庭」と妊娠中の方に「しずおか子育て優待カード」を、各市町で配付します。  
(旧カードも平成22年9月末まで利用可)

買物や飲食などの際に、このカードを協賛店舗で提示すると、お店が定めた「応援サービス」が受けられます。  
(子ども同伴が条件です。妊娠中の方は母子手帳を提示してください。)

カードは、県内全ての協賛店舗・施設で利用できます。

### カード事業の目的

子育て家庭を地域、企業、行政が一体となって応援する地域とのふれあいの中で、子育ての孤立感をなくす子どもと保護者とのふれあいを深める

## どこのお店が協賛しているの！？

協賛店舗は、ステッカー、ポスター、ミニのぼりを掲示しているお店です。

県のホームページでは、県内全ての協賛店舗をご覧いただけます。

「キーワード」、「区分(買物、飲食、宿泊、遊び、学び、その他)」、「店舗名」、「所在市町」により検索できます。

(パソコン) <http://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-240/>

(携帯電話) 静岡県公式モバイルサイト (<http://www.pref.shizuoka.jp/m/>) / カード表に記載されているQRコードから、簡単にアクセスできます。

## 利用にあたってのお願い

- ・ カードの裏面にお子様の氏名、生年月日を記入してください。
- ・ ご家庭の全てのお子様がいっぱいになった場合は、ご使用できませんのでご了承ください。
- ・ 「応援サービス」等については、変更となる場合がありますので、使用時にご確認ください。

新カード



旧カード(平成22年9月末まで利用可)



ステッカー



ミニのぼり

